

国際復興開発銀行協定の改正

国際復興開発銀行協定の改正

国際復興開発銀行協定第五条第三項(a)を次のように改める。

第三項 投票

- (a) 各加盟国の投票権数は、基本票数と保有株式数に基づく票数との合計に等しいものとする。
- (i) 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の投票権数の合計票数の五・五五パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。ただし、基本票数は、一未満の端数を伴ってはならない。
- (ii) 各加盟国の保有株式数に基づく票数は、自国の保有する一株式ごとに一票を分配して算出される票数とする。